

2010年2月8日政府交渉の 回答、論議の結果、調査による追加回答

1(1) <厚労省回答>

放射線に依り人体が受ける線量と云うのが労働安全衛生法、電離則に定める限度以下であっても人体が何らかの被害を受ける可能性が否定できないということは承知しております。このため電離則において事業者は労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないとしているところでございます。

1(2) <厚労省回答>

電離放射線に被曝した事に依り疾病に罹患した労働者に対する補償については労災保険制度に基づき適切に行われているものと認識しております。

電離放射線障害につきましては、昨年開催された労働基準法施行規則第35条検討会の報告を踏まえ、多発性骨髄腫、悪性リンパ腫の2疾病を業務上疾病の対象範囲を指定している労働基準法施行規則別表第一の2に追加されることが予定されているところであり、さらに周知にも努めてまいりたい。

1(3) <厚労省回答>

アメリカ、イギリスその他諸国においてそれぞれの補償制度に基づき、電離放射線障害について補償を行っているというふうにご承知しております。今後とも諸外国の労災補償制度の状況や補償の状況等の把握に努めてまいりたい。

1(4) <厚労省回答>

個別の事案における被曝の状況その他の情報については、個人を特定する恐れがある事からお示しをすることは困難であるが、電離放射線障害を含め業務上疾病の労災認定件数については労働基準法施行規則別表第1の2の区分に対応した分類に依り集計したものを情報公開法にもとづき開示請求により開示しているところでございます。

なお労働基準監督署や労働局に於いて、労災請求に関する相談があった場合には請求手続き等について懇切丁寧に説明し、その際には、例えば請求人に於いて被曝線量等を詳細に把握していない場合であっても請求できる旨をあわせて説明しているところでございます。

1(5) <厚労省回答>

先ほどと同じでございます。 < (注) JCO事故関係で7(4)②の回答が先に行われた >

2(1) <厚労省回答>

業務上疾病の範囲に関する規定である労基則35条別表第1の2の規定は昭和22年に制定されてから30年にわたって実質的な改定が行われなかったが、昭和51年に設置された業務上疾病の範囲等に関する検討委員会において広範な医学論点等の検討を行い、昭和53年に抜本的改正が行われたものでございます。なお、当委員会における電離放射線障害に関する部分の結論は昭和50年の電離放射線障害の業務上外の認定基準の検討に関する専門家会議に於いて検討された内容に沿って出されたものと承知しております。昭和51年当時に業務上疾病の範囲等に関する検討委員会に於いて検討に際して用いられた資料等につきましては現在保存されていないためそれらをお示しする事は出来ません。

2(2) <厚労省回答>

労働基準法施行規則第35条検討会の結論については所要の手続きを経たのち省令改正を予定しているところであるので、それらの動向を踏まえて関係者への効果的な周知方法等についても検討してまいりたい。

2(3) <厚労省回答>

労規則第35条別表第1の2の例示疾病については職業病として発生する事が極めて少ないものを除き、業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められるものについて例示するとの基本的な考え方に基づき検討が行われているところであり、今般多発性骨髄腫および悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫）の2疾病について別表に例示することが適当であるとの35条検討会の報告が出されたところでございます。それ以外のがんについても業務と疾病との間の因果関係が明らかになる等の状況があれば例示疾病に追加されこととなるものと考えております。なお35条専門検討会は新しい疾病の発生等に対処し得るよう定期的開催することとされているところであり今後に於いて新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

2(4)①<厚生労働省回答>

脱落

<論議のなかで示された見解>

それ以降の施策の通達に関しましては、りん伺をかならずあげてきなさいよというふうに、るる説明しておりますので、それはもう今後に於いてはそのようなことはないと理解しております。

2(4)②<厚生労働省回答>

(i) 労災請求のあった事案の処理にあたりましては、請求人の申し立ての聞き取りは勿論事業所その他関係機関から必要な資料を収集したうえで、的確な認定を行い事実に基づき医学的判断を行っているところでございます。さきほどの管理されていない被曝うんぬんというような話がありましたけど、要は今回の電離放射線と心筋梗塞の関係につきましては新しい事案と云う事で先ほどるるご説明した通り、被災労働者の職歴とか作業内容、作業期間、疾病の発生原因となるべき身体の放射線被ばくの有無及びその量等について調査をし、かつ最新の国内外の医学的知見に関する文献を収集し、これらについて医学専門家による十分な検討を行ったうえで、業務起因性の判断を行っているところであり、引き続き適正な労災認定に努めてまいりたいと云う風に考えておるわけでございます。ですから管理されていない被曝というものが実態的にですね、どういうものであるかということからいたしますと、やはり我々としては、被災労働者の職歴とか作業内容とか作業期間というところを具体的に調べていかないとなかなか事実認定と云うものがなかなかできないということでございますので、松江の、申し訳ありませんが梅田さんの関係におきましては個別の事案ですので一般的な考え方しか説明は出来ないんですけども、ですから、監督署のほうにおいてもですね、請求人に対して具体的にどういうものであるかということをしっかり確認をしていかないと、その辺の認定としては難しいんじゃないかということに対応しているというふうに考えております。

<論議の結果>

重く受け止める。

(ii) 基本的には、あの、一般的にはりん伺事案と云う事で本省の方に書類等が上がってまいりますので、そのなかで精査した中でもうちょっと詳しく調査してもらいたいというのであれば、又改めて当該局の方に連絡して問い合わせている状況ですけども。

<論議の結果>

両方（島根、敦賀）とも調べる

3<厚労省回答>

放射線管理手帳については財団法人放射線影響協会におかれている中央登録センターにおいて発行しているものと認識しております。この財団法人は当省の所管ではないものですから記載内容についてですね、我々の方からあしますこうしますという立場にないということをもつてご了解をいただきたい。とは言いましてご要請の趣旨について、こういった手帳を通じて必要な情報を労働者、被災者も含めてですが、関係者にしっかり伝えていくと、これが重要ではないかと、こう言った考え方は

当然のことながら我々も受け入れるべきものでござまして、こういったご要請にこたえるべく労災関連法規、十分な、周知をはかる、これは極めて大事なことであるというふうに考えてございます。勿論放射線障害の被災者に限ったものではなく労働災害の被災者全般に共通するものでございますが、我々としていたしましては、労災保険制度の内容ですとか、申請の方法、申し立て制度等、どういう周知の方法があるか。今後とも必要な情報の周知を考えていきたいと考えております。

4(1)①②③<厚労省回答>

今年度開催している検討会につきましては複数の局からりん伺された事案を検討する予定であった事から、特定の局を示さない要綱としたものでございます。ですから検討会の設置の趣旨、目的については考え方を変えたわけではございません。以上です。

<論議の結果>

開催要綱にりん伺元労働局を記載するとの回答を得た。

4(2)<厚労省回答>

労災請求本人に対する行政機関で保有している情報の公開については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて行われているところであり、不開示条項に該当しない限り開示をしているわけしております。それから請求人本人からの検討会の開催予定等につきましてはその時点で状況等につきましては回答を行っているところでございます。

4(3)①<厚労省回答>

平成20年度の電離放射線に係る（原発に限る）労災申請件数は7件、県別としましては、北海道局1件、福井局2件、兵庫局1件、島根局1件、長崎局1件、宮崎局1件となっております。支給決定件数は大阪局の1件でございます。

4(3)②<厚労省回答>

ご指摘の項目については、情報を公開する事により個人が特定される恐れがあるため、公開をひかえることが適当と考えてございます。

5①②<厚労省回答>

原発労働者の改善

平成12年に「原子力施設における放射線業務に係る安全性管理対策強化について」という通達を出してございます。放射線業務に係る作業のうち労働者の1cm実効線量当量が1日につき1mSvを超える恐れのある作業を行う事業者というのがありまして、これに対してあらかじめ作業の場所とか、作業の期間、作業数、作業の概要、放射線環境、推定実効線量など、といった項目、他にも項目がありますが、といった項目において放射線作業については届け出をするよう指導を致しております。またその作業が終わった後、従事したかたの平均実効線量、最高実効線量、総実効線量について速やかに報告するように指導を致しております。さらに放射線作業の報告の内容については出来るだけ具体的なものとするように指導をいたしております。報告を作成するに当たってはその作業に係る被曝管理について十分に検討を行うように指導し、単に法令に抵触しないようにするというに留まらず、労働者のかたの実効線量をできるだけ低くおさえるという観点から、個々の労働者の実効線量だけでなく総実効線量についてもその低減を図るように指導をいたしております。今後ともこれらの対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

5③<厚労省回答>

作業実施結果の提出については、今申し述べました通り、作業が終わった後、従事した労働者のかたの平均実効線量、最高実効線量、および総実効線量について速やかに報告するように指導を致しております。さらに推定実効線量と実際の実効線量の間に大きな差が生じた場合には、その作業に伴う被曝管理

が的確に行われたものかどうかを調査するように指導しております。今後ともこれらの対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。個々の事案の内容に関するものについては回答を差し控えさせていただきます。ただ被曝労働者の被曝限度は5年間に実効線量で100mSvであることから年間に20mSvを超える労働者がいる事業所については作業環境、作業方法、作業時間などの改善により労働者の被曝低減を図るよう指導をしているところであります。今後とも管理の徹底について指導をしていきたいと思っています。

5③<厚労省回答>

電離則に於いては20mSvに満たない場合を含めまして事業者は労働者が電離放射線を受ける事をできるだけ少なくするよう努めなければならないとしております。今後とも電離放射線障害防止規則に基づく対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

5④<厚労省回答>

原子力発電所に於いては配管などに石綿を含有した保温材などが用いられていたところであると承知しております。石綿含有製品につきましては平成18年9月1日より製造、輸入、譲渡、提供、および使用を全面的に禁止しているところでございます。また石綿に係る健康被害の実態ということでございますけれども、関連している??といたしまして石綿暴露作業に依る労災認定等事業所一覧表というのを公表してございます。この一覧表の中におきましては原発労働者という限定ではないんですけれども、発電所、変電所その他電気設備での作業ということで、その作業に依り石綿に暴露し労災等を支給した件数を公表してございまして、その件数は平成20年以前という数字で8件となっているところでございます。また、原子力発電所関連労働者が石綿粉じんに暴露する恐れのある作業につきましては、例えば定期検査や配管等の補修工事の際に石綿を含有する保温材それから配管部品を非石綿製品に交換する

作業などが考えられるところでございます。これらの作業につきましては石綿粉じんの暴露を防止するため石綿障害予防規則において作業の届け出、湿潤化、関係者以外の立ち入り禁止、保護器の使用、一部の作業につきましては電動ファン付き呼吸用保護具の使用など様々な措置を規定しているところでございます。

6<文科省回答>

本件につきましては原子力損害に係る賠償請求が認められた場合、東京電力株式会社は国と締結した原子力損害賠償補償契約、これにもとづきまして国に対して当該賠償に依り生じる損失の補償を請求できることとなっているということでございます。この観点から、国は関係者、そして補助参加しているところでございます。この状況につきましては引き続き変更ないものと考えています。

7(1)①②<文科省回答>

JCO臨界事故による周辺住民の健康診断につきましては、平成12年に取りまとめられました原子力安全委員会の健康管理委員会の報告に於いて、「放射線の身体的な影響の有無を確認する特別な健康診断は考えられないが健康に対する不安適切な対応を取ることが必要である。以上の事から希望者に対して独自の健康診断を当分の間行うとともに幅広く健康相談を行う事が適切である。」というところを踏まえまして、平成12年度から実施しております。

この健康診断につきましては文部科学省が措置した交付金をもとに茨城県が基金造成し、茨城県が実施主体となり東海村および那珂市の協力を得て実施しております。

既に当分の間実施できるだけの財政措置をしている事から今後も継続されるものと考えております。冒頭申し上げませんでした、県の意向を尊重するというのは当然のこととございまして、引き続きこういった診断等継続してまいりたいと考えております。

7(2)①<内閣府原子力安全委員会回答>

平成12年3月に原子力安全委員会がとりまとめました健康管理検討委員会の報告では、

線量レベルを勘案した周辺住民等に対して放射線の身体的な影響の有無を確認するための特別な健康診断を行うことは考えられないが、周辺住民等の健康不安に適切な対応を取るため希望者に対して将来にわたり日常的に健康的な生活を過ごすための一般的な助言に資するための独自の健康診断を当分の間行う」いうことを提言してございます。

原子力安全委員会では被ばく医療分科会においてこの提言に基づく周辺住民等の健康診断の結果報告を18年度まで受けていました。健康管理検討委員会報告では既存のデータから50ミリシーベルトを超えない被曝のレベルでは放射線の被曝に起因するがんの過剰な発生は認められないとしておりました。それはいいかえますれば50ミリシーベルト以下の被曝を受けた人のがんを喫煙等のリスクのある中で放射線の被曝によると同定する事は統計上困難であることを意味しております。

また、臨界事故による周辺住民等の被ばく線量は21ミリシーベルト以下で、科学的には放射線による影響は検出できないレベルの被ばく量でありましたことから、周辺住民等の放射線の被曝と健康影響の因果関係を検出する事は困難というふうにしてございます。

被ばく医療分科会といたしましては平成18年度までの事故後の健康診断結果の報告に依りまして放射線被曝に起因すると考えられる生物学的な健康影響が確認されていないことから、今後特段の必要のない限り健康診断の結果について報告を受ける必要はないというふうに判断してございまして、判断の過程において、精密検査結果の内容にまで踏み込んだ検討は特段行ってございません。

7(2)②<内閣府原子力安全委員会回答>

その後の精密検査の結果等につきましては、原子力安全委員会といたしましては何か報告の必要があるというような事情が生ずれば必要に応じて報告を受けるといふことになってございますが、平成18年度以降特段の報告を受けてございませんため、この件については承知してございません。以上でございます。

7(2)③<文科省回答>

こちら趣旨としては同じような回答になってしまいますけれども、平成12年の原子力安全委員会の健康管理検討委員会の報告にもとづいて、周辺住民の健康に対する不安に適切に対応し、希望者に対して一般的な助言に資するためにこういった健康診断を実施しているものでございます。したがって、こういった健康診断の費用については公費でまかなわれておりますけれども、その結果要精密検査と判定されたかたの精密検査の費用につきましては自己負担でお願いしたいと考えております。

7(3)①<文科省回答>

これは茨城県からの発言回答に関する事ですので、茨城県のほうにお問い合わせいただきたいと思います。

7(3)②<文科省回答>

JCO臨界事故による放射線の作用等と当該治療費等との間に相当因果関係が仮に認められた場合には、原子力事業者であります株式会社JCOは原子力損害の賠償に関する法律における原子力損害としまして賠償の責任を負うことになるというふうに考えてございます。

7(4)①<内閣府原子力安全委員会回答>

臨界事故による被曝労働者の長期的な健康管理の実施状況につきましては茨城県からの指導にもとづきまして株式会社ジェーシーオー、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、平成17年度以降は統合しまして日本原子力研究開発機構、が行う健康管理の状況について医療分科会で報告を受けていました。健康管理検討委員会の報告に依りますと被曝労働者の被ばく線量は48ミリシーベルト以下で科学的には放射線による影響が検出されない被曝量のレベルでございましたことから労働者の放射線の被曝と健康影響に因果関係を検出する事は困難ということでございます。

被ばく医療分科会としましては平成 18 年度までの事故後の被曝労働者の健康管理の状況報告により放射線被曝に起因すると考えられる生物学的な健康影響が確認されていないことから、今後特段の必要のない限り健康診断の結果について報告を受ける必要はないというふうに判断してございまして、平成 19 年 2007 年以降被曝労働者の健康管理について特段の報告は受けてございません。

補足させていただきますと、JCO と日本原子力機構のほうに健康管理の状況について確認してみましたところ、JCO においては平成 18 年度と同じように現在でも健康診断を継続しておりまして対象者に異常は無いということを確認しています。また日本原子力機構におきましては被曝労働者に以来年 2 回健康診断を実施しておりまして対象者に特段の異常は確認されていないということ、また体調などに不具合が認められれば専門の窓口を設けて随時メンタルヘルスの対応を行う体制にしているという事を確認してございます。

<論議の結果>

JCO 離職者について、健康診断がどのように行われているのか具体的に調査し文書で追加回答していただくこととなった。

<追加回答>

2 月 10 日、内閣府より服部議員事務所の森原政策秘書宛に、JCO 離職者健康診断について下記の調査結果がメールにて届いた。

◆株式会社 JCO では、離職者に対して健康診断、カウンセリングを希望するかどうか年に 1 回意向調査を実施し、希望者に対して年に 1 回（4 月頃）健康診断、カウンセリングを実施しています。

離職者のうち、同社近辺に居住・勤務しており、同社に集まることのできる希望者は、同社に参集してもらい、健康診断を実施しています。

離職者のうち、同社から遠方に居住・勤務しており、同社に集まることが困難な希望者は、近辺の健康診断可能な場所で健康診断を受診、診断費用の領収書を同社に送付してもらい、領収書をもとに同社が費用の精算を行っています。

7(4)②<厚労省回答>

健康管理手帳の交付対象の基本的な考えというものは、ガン等の重度の健康影響の発生のリスクが高く、今後もその疾病の発生が予想されることなどとしております。放射線業務に従事しているかたについては労働安全衛生法および電離放射線障害防止規則によって被曝限度を超えないようにする事が事業者には義務付けられておりまして、その根拠としては被曝限度を超えない場合には健康障害の発生リスクが低いことが国際的にも認められているという事でございます。このため法令にもとづく被ばく管理を徹底させる事が重要だと考えておりまして、放射線業務については現在国際的な勧告の国内法令取り入れが審議されているところであります。この中で健康診断についても議論されているということでございますので、被曝限度を超えた場合の健康管理手帳の交付などの放射線業務に係る健康管理についてはこれらの審議の動向等を踏まえて検討する事が適切であると考えてございます。